平成２８年（フ）第１８４７号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目10番７―501号
破産者　岸田　　勇
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９号
富山市八尾町福島156番地　市営住宅206号
破産者　福澤　博文
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
石川県羽咋市大川町ク９番地21
破産者　山口　孝志
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第１７４号
福井市大町２丁目705番地　フォレスト・ヴィラＡ202、旧住所福井県鯖江市新横江１丁目５番１号
破産者　高橋　辰典
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
長野県小諸市大字和田853番地57
破産者　佐藤しな子
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第１７５号
愛知県安城市明治本町６番３号
破産者　三枝　　亮
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
愛知県岡崎市大西町字奥長入41番地１
破産者　小田　　豊（旧姓日下部）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
愛知県岡崎市福岡町字上流２番地１　インターネット福岡　202、前住所愛知県岡崎市中島町字鮫田１番地１　デンソー鮫田社宅113
破産者　吉田　竜也
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
愛知県東海市高横須賀町６丁目69番地　レオパレス古茂202号室、開始決定時の住所愛知県岡崎市若松町字伝兵衛屋敷６番地２　レオパレスサンセール203
破産者　加納　雅彦
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
神戸市西区池上２丁目11番地の５　タウンハウス小野Ｄ―１号、前住所神戸市西区上新地２丁目２番地の13　嵯峨クレセーヌ502号
破産者　アロマセラピー健康サロン　アロマココこと　吉田　文子（旧姓浅田）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県明石市魚住町清水603番地の11
破産者　上野　由貴
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
兵庫県明石市西明石東町13番地の７　フジハイツ108号、前住所大阪府和泉市幸３丁目９番８号　和泉マンション203号
破産者　名越　　努
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
神戸市垂水区名谷町2349番地の１　市住５―509号、開始決定時の住所神戸市西区王塚台５丁目４番地　107号
破産者　加藤龍司ことＫＩＭ　ＳＨＩＮＮＡＭこと　金　　信男
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
神戸市西区伊川谷町有瀬68番地の３　レオパレスアサギリ106号、前住所兵庫県姫路市御立西６丁目１番35号　エクセル御立102
破産者　リラックスタイムＰｒｏｆｕｍｏこと　三木こと　平田憲次郎
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
広島市南区東雲本町１丁目２番６号
破産者　伊豆田晴久
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県今治市八町東３丁目２番50号　木村住宅２号室、前住所愛媛県今治市玉川町中村甲512番地９、前々住所愛媛県今治市広紹寺町１丁目３番24号、前々々住所愛媛県今治市衣干町３丁目１番43号
破産者　亀岡　洋平
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１５７号
高知県吾川郡いの町枝川1328番地３　県営住宅宇治団地Ｒ５―25
破産者　中岡　大輔（旧姓峰岸）
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７０号
北九州市門司区白野江２丁目15番１―302号
破産者　渡邊　秀則
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部